

## 東京都アレルギー疾患医療拠点病院等募集要項

### 1 公募の趣旨

東京都（以下「都」という。）は、都におけるアレルギー疾患対策を総合的に推進するため、平成30年3月に東京都アレルギー疾患対策推進計画を策定しました。

この計画において、都は、都民がアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、都内のアレルギー疾患医療の質の向上と医療機関の連携体制の構築、情報提供の充実に取り組み、その一環として、診断が困難な症例や、標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患患者が円滑に専門的な医療を受けられるよう、専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワーク構築に取り組むこととしています。

このため、都では、内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科にわたる幅広いアレルギー疾患の診療領域において、診断が困難な症例や、標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患患者の診療に関して、専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関を募集し、要件に適合する病院を指定、公表することを通じて、患者が状態に応じた適切な医療を受けられる体制の整備を進めていきます。

### 2 公募内容

都におけるアレルギー疾患医療提供体制の整備を進めるため、東京都アレルギー疾患医療提供体制整備等実施要綱（平成30年11月5日付30福保健環第1027号。以下「実施要綱」という。）及び東京都アレルギー疾患医療拠点病院等選定要領（平成30年11月5日付30福保健環第1027号。以下「選定要領」という。）の定めるところによる、専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関を公募します。

(1) 東京都アレルギー疾患医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）

実施要綱第4、第7、第8及び第10並びに選定要領第3の1及び第4の規定に適合する病院。

(2) 東京都アレルギー疾患医療専門病院（以下「専門病院」という。）

実施要綱第5、第7、第8及び第10並びに選定要領第3の2及び第4の規定に適合する病院。

### 3 応募資格

申請時において以下の要件を全て満たすことが必要です。

ア 東京都内に所在する医療機関であること。

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院として開設許可を受けていること。

- ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に定める保険医療機関の指定を受けていること。
- エ 東京都暴力団排除条例（平成23年条例第54号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属し又は関与していないこと。
- カ 法人税、消費税及び地方消費税、並びに地方税について滞納がないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

#### 4 応募方法等

##### (1) 提出書類

①～③までの3点の提出が必要です。

①申請書、②申請書別紙、③添付書類

※申請書及び申請書別紙は、拠点病院と専門病院とで様式が異なりますのでご注意ください。

また、申請書及び申請書別紙は、提出方法もそれぞれ異なりますのでご注意ください。

##### ※申請様式の入手方法

東京都福祉保健局ホームページよりダウンロードが可能です。

<URL> <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/allergy/>

##### (2) 提出方法

###### ア 申請書

提出先に持参又は郵送（お持ちになる際は、事前にご連絡をお願いします。）

###### イ 申請書別紙

提出先に電子メールで送付

※ファイル名の先頭に病院名を記載してください。

(例) 【●●病院】東京都アレルギー疾患医療拠点病院申請書別紙

電子メールでの提出が難しい場合は、申請書と同封し持参又は郵送いただくことも可能です。

###### ウ 添付書類

イに同じ

(3) 提出先

東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課アレルギー疾患対策担当

(〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都第一本庁舎30階南側)

電子メール S0000292@section.metro.tokyo.jp (環境保健衛生課組織端末)

(4) 提出期限

平成30年12月25日(火曜日)消印有効(持参の場合は午後5時まで)

5 選考方法等

(1) 選考の手順

ア 書面審査

提出された申請書類について、所定事項の記載の有無等を確認します。書面審査において、記載内容等に疑義がある場合には、お問い合わせさせていただくことがあります。

イ ヒアリング

必要に応じて、申請のあった医療機関に対し、都の事業所管部によるヒアリングを実施します。ヒアリングを欠席される場合、申請を辞退したものと取り扱うことがあります。

ウ 基準適合審査

書面審査及びヒアリングの結果を踏まえ、アレルギー疾患対策に係る有識者等で構成される東京都アレルギー疾患医療拠点病院等検討部会(以下「検討部会」という。)において、指定要件等への適合の審査を実施します。

エ 指定

検討部会において基準への適合が確認された病院について、東京都アレルギー疾患対策検討委員会に報告し、意見を聴取した上で、指定を行います。

(2) 評価結果の通知

指定の可否は文書により通知します(平成31年2月予定)。指定の可否を除く審査経過等については、申請者に通知しません。

6 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

(1) 申請医療機関が応募資格を欠く場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 前各号に定めるもののほか、申請に当たり著しく信義に反する行為があった場合

## 7 その他の留意事項

- (1) 応募に要する費用は、応募者の負担となります。
- (2) 申請の際に提出された書類の返却はいたしません。
- (3) 本案件に係る情報開示請求があった場合においては、東京都情報公開条例の規定に基づき、提出書類の全部又は一部を開示する場合があります。

## 8 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課アレルギー疾患対策担当

電話 03-5320-4493

ファクシミリ 03-5388-1426

電子メール S0000292@section.metro.tokyo.jp (環境保健衛生課組織端末)